

令和3年度都心まちづくりプラットフォーム構築支援業務 公募型企画競争 提案説明書

1 業務名

令和3年度都心まちづくりプラットフォーム構築支援業務

2 業務の背景及び目的

平成28年に策定した「第2次都心まちづくり計画」は、都心まちづくりの目標を「国内外から活力・投資を呼び込む札幌都心ブランドの確立」「魅力的な都心のライフスタイル・ワークスタイルの実現」としたうえで、目指すまちの姿として「北海道・札幌をけん引する経済成長と世界に誇る低環境負荷の実現」を掲げている。

札幌都心は現在、1972年の札幌オリンピックを契機に建設されたビル等が一斉に更新時期を迎えるまちづくりの大転換期を迎えている。前述の目標等を実現するためには、この機を逃さず、第4次産業革命やSDGsといった世界的な動向への対応に必要とされる「多様性の集積・交流を通じたイノベーションが創出されるまちづくり」を進めていく必要がある。そのためには、行政のみならず、札幌都心で活動する各関係主体が連携・協力し、一体となって取り組むための体制と仕組み（以下「プラットフォーム」という。）のもと、都心の活力創造や課題解決につながる活動を生み出していくことが重要である。

本市では平成28年度から都心で活動する関係主体とともにプラットフォームの必要性や組織のあり方について議論と共有を行い、また令和元年度以降は都心の将来像のビジュアル化や課題解決プロジェクト等を実施しているところであり、令和3年度は、公共空間の活用に係る実証実験の実施等を通じ、官民連携プラットフォームの構築に関するメリットや課題等を整理し、構築に向けた取組を推進する予定である。

本業務は、これまでの都心まちづくりプラットフォーム事業の経緯を踏まえ、実証実験の企画の詳細検討の支援や関係事業者等からの意見収集、官民連携プラットフォームの組成支援等を実施するものである。

3 業務概要

(1) 公共空間における実証実験企画の詳細検討支援等

令和2年度までのプラットフォームに関する検討やプロジェクトのアイデア等を踏まえたうえで、札幌市が複数の民間事業者と連携し実施する都心の公共空間の活用に係る実証実験について、その企画の詳細検討支援を行う。実証実験は6月～8月のうち数日間での実施を予定していることから、具体的には企画段階における会議運営や資料作成、行政・民間の関係機関の調整、実証実験実施に向けた課題の整理及び解決方法の提案・助言、および実施結果の評価・検証を行う。なお、実証実験の実施に必要な経費は本業務には含まない。

(2) 都心まちづくりに係る関係事業者等からの意見収集

プラットフォーム事業を通じて実施する情報発信、および令和4年度以降に実施す

る実証実験の検討へ活用するため、主にこれまでプラットフォーム事業に参加した事業者等を対象とした意見収集を行う。収集する意見のテーマは主に「国内外に発信すべき札幌都心のコンテンツや魅力」「SDGsの観点や札幌の地域特性を踏まえ、都心に必要となる空間・施設・インフラ等」とし、意見収集の方法はワークショップ形式（2回、各回20名程度）とする。なお、実施にあたっては新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、適切な実施方法および感染対策を取るものとする。

(3) 官民連携プラットフォームに関する体制の検討および組織組成支援

(1)(2)の取組結果を踏まえ、札幌都心における官民連携プラットフォームの体制の検討を行うとともに、組織の組成に必要な事業者との調整、検討会議の運営、資料作成を行う。検討会議については3回程度の開催を予定するが、組成の進捗状況によっては個別調整によることも想定し、また実施にあたっては新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、適切な実施方法および感染対策を取るものとする。

(4) 報告書の作成

業務成果を報告書にまとめ、提出する。

4 業務規模

3,480千円を上限額とする（消費税及び地方消費税10%を含む）。

※この金額は現時点での予算規模を示すものであり、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

5 履行期間

契約締結の日から令和4年3月18日（金）まで

6 成果品

- (1) 報告書：A4縦、カラー両面印刷（枚数制限無し）5部
- (2) 報告書概要版：A3横2枚以内、カラー片面印刷 5部
- (3) 電子データ：成果品の電子データを整理し、提出すること。
（PDFおよびWord、Excel、PowerPoint等作業可能な形式）

7 参加資格

- (1) 札幌市競争入札参加資格者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。

- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

8 企画提案を求める項目

以下の点について、企画提案を行うこと。

- (1) 本業務に取り組む上での視点等について

過去のプラットフォームに関する検討結果、および「2 業務の背景及び目的」を十分に踏まえたうえで、本業務に取り組む上で持つべき視点や課題意識等について提案すること。

- (2) 実証実験等の取組実績について

提案者が過去に企画、運営および支援を行った実証実験やプレイスメイキングの取組等について、その概要と提案者が担った役割について示すとともに、本業務に活かせると思われる点について提案すること。

- (3) 実証実験の実施結果の評価・検証の手法について

「3 業務概要(1)」で示す実証実験について、「3 業務概要(3)」で示す官民連携のプラットフォームに関する体制の検討および組織組成支援に反映させるという観点から、実施結果の評価・検証の効果的な手法について提案すること。

- (4) 意見収集について

「3 業務概要(2)」に示すテーマについて、参加者の議論を促し意見の収集を効果的に行うための、考え方の切り口や具体例について、提案すること。

- (5) 官民連携まちづくり等に係る取組実績について

提案者が過去に実施した官民連携まちづくりやエリアマネジメントに係る取組等について、その概要と提案者が担った役割について示すとともに、本業務に活かせると思われる点について提案すること。

- (6) 本業務のスケジュール案について

今年度行う業務について、そのスケジュール案を提案すること。

- (7) 独自提案事項

本業務を実施するにあたり、提案者が上記以外の事柄で、必要、効果的と考える事柄があれば提案すること。

9 申込方法

- (1) 提出物

正本は、以下のア～カの構成で一式とし、1部提出すること。（提出にあたっては、一式

を左肩一箇所ホチキス留めすること。)

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10部提出すること。(提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと。)

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

ア 参加意向申出書(A4縦、1枚、様式1)

イ 業務従事者一覧(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式2)

ウ 類似業務等実績一覧(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式3)

エ 業務体制の概要及び実施方法(A4、片面印刷、必要枚数、様式4)

オ 企画提案書(A3横、片面印刷、2枚以内、様式自由)

カ 業務費内訳書(積算書)(A4縦、片面印刷、必要枚数、様式自由)

(ア) 内訳として、「①直接人件費」、「②直接経費」、「③一般管理費」、「④消費税及び地方消費税」の4項目を記載すること。

(イ) ①、②、③の合計額に対して④を算出すること。

(ウ) ①の内訳として、前述の「3 業務概要」で定める(1)～(4)の4項目について、それぞれ直接人件費を記載すること。

(2) 提出方法及び提出先

郵送又は持参にて以下に提出すること。

060-8611 北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課(5階南側)

(3) 提出期限

令和3年4月16日(金) 17:15【必着】

(4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html>

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

(ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社(者)の協力が予定されている場合についても記載すること。

(ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者を明記すること。

(エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる実務従事者の氏名の後ろには(○)を付けること。

イ 類似・関連業務等実績一覧について

エリアマネジメント活動や官民連携まちづくり、プレイスメイキングなど、本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について差し支えない範囲で具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、「8 企画提案を求める項目」に示した項目に限らず、企画提案書に詳細に記載してもよい。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ 企画提案書について

- (ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。
- (イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(6) 参考資料

ア 札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2019 (政策分野 4 政策目標 9 施策 4 活力があふれ世界を引きつける都心)

<http://www.city.sapporo.jp/chosei/documents/p108-123.pdf>

イ 第2次都心まちづくり計画

<https://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/plan/toshin2.html>

ウ 札幌都心プラットフォーム構築支援業務報告書 (令和元年度) (※)

エ 都心まちづくりプラットフォーム関連調査等業務報告書 (令和2年度) (※)

※ 参加資格を満たし、プロポーザルに参加する意思のあるものには、上記報告書を上記(2)提出先にて提供する。

10 質疑

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書(様式5)に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室宛に FAX 又は電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは「都心まちづくりプラットフォーム構築支援業務 質問書」とし、令和3年4月12日(月)12:00まで受け付けるものとする。

FAX : 011-218-5112

送付先電子メールアドレス : ki.downtown@city.sapporo.jp

(2) 質問に対する回答

回答は電子メールにて行う。また、公平を期すため、公開する必要があると認める場合は、質問と回答の要旨をホームページにて公開する。

11 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「令和3年度都心まちづくりプラットフォーム構築支援業務」企画競争実施委員会(以下、「実施委員会」という。)において、後述「12 評価基準」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 一次審査

ア 提出書類による書類審査を行う。

- イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い3件程度とする。
- ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。
- エ 応募件数が3件程度以下の場合は一次審査を省略する。この場合は、提出者全員に別途連絡する。なお、応募件数が1件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば最も優れた企画提案者として選定する。

(2) 最終審査

- ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。
- イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。
- ウ ヒアリングは1者25分(説明15分、質疑10分)を想定し、順次個別に行う。
- エ ヒアリングの詳細については、別途通知する。なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、ヒアリングをオンラインで実施する可能性があるため、留意すること。
- オ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

(3) 契約の相手方について

- ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。
- イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。
- ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。
- エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

(4) 審査スケジュール(予定)

- ア 一次審査(書類審査) 令和3年4月21日(水)
 - イ 最終審査(ヒアリング) 令和3年4月23日(金)
- ※上記スケジュールは変更となる場合がある。

12 評価基準

- (1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と定める。
- (2) 一次審査においては、最低基準点を超えた者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。
- (3) 最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最終審査における実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が同点となった場合は、評価の視点(1)、(2)、(3)、(4)及び(5)の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。
- (4) 企画提案への参加者が1社(者)となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
<p>(1) 本業務に取り組む上での視点等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の都心まちづくりプラットフォーム事業の経緯を踏まえており、本業務を実施するにあたり適切なものとなっているか。 	20
<p>(2) 実証実験等の取組実績について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務概要および提案者が担った役割が明確に説明されているか。 ・本業務を円滑に進められると判断できる業務実績であるか。 	15
<p>(3) 実証実験の実施結果の評価・検証の手法について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提案内容が、実施結果の評価・検証の効果的な手法となっているか。 	15
<p>(4) 意見収集について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者の議論を促し、意見の収集を行うにあたって効果的なものとなっているか。 	15
<p>(5) 官民連携まちづくり等に係る取組実績について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務概要および提案者が担った役割が明確に説明されているか。 ・本業務を円滑に進められると判断できる業務実績であるか。 	15
<p>(6) 業務の執行体制、スケジュール案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務従事者の経験、実績等の妥当性、有効性の観点から、業務全体を円滑に進められる執行体制の提案となっているか。 ・今年度行う業務のスケジュールについて、履行期間内に十分執行可能なものとなっているか。 	10
<p>(7) 独自提案について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務の目的を達成するにあたり、独自性があり、有効な提案となっているか。 	10
合計	100

13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者及び提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。
- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製を含む。)
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出及び追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製の作成を含む。)
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権及び業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。

15 問い合わせ先

〒060 - 8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 (札幌市役所 5 階)

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課

担当：濱口 TEL：011-211-2692 FAX：011-218-5112